全労金2024春季生活闘争ニュース・第22号

~勝ち取ろう賃金改善!進めようジェンダー平等!みんなで一歩先のステージへ!~

《合意速報No. 3》

九州労組が関連会社との団体交渉で、基本合意を表明しました!

九州労組は、3月19日10時から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要求		回 答	
		社員	再雇用 嘱託社員	社員	再雇用 嘱託社員
基本賃金	改善内容	_	11,000円	_	11,000円
	定昇相当額 (制度上の標準評 価)	_	-	_	_
	合 計	_	11,000円	_	11,000円
最低賃金		時間額1,100円、日額8,070円 月額169,400円への引き上げ		要求通り	
一時金		4. 0	2. 0	4. 0	2. 0
昨年実績		4. 0	1.0	4. 0	1.0
安定雇用	無期転換	_	_	1	_
雇用環境	私傷病休職	_		_	
	育児時短	(小学校卒業まで)		(小学校卒業まで)	
	諸休暇	結婚休暇の付与日数を「7営業日」とする		要求通り	

《会社の発言概要》

- 春季生活闘争の情勢として、報道では、大手企業に続き、中小企業においてもこれまでになく良い回答が示され、中小企業と大手企業との回答格差が縮まってきたように感じている。私たち勤労者福祉金融機関で働く者にとっても、こうした状況は歓迎すべき情勢であると考えている。
- 春季生活闘争は、労働条件の維持・向上の他に、「労使で会社の経営状況や課題 について協議し、認識を共有したうえで、課題にどうチャレンジしていくのかを確 認する場」でもある。そういう意味では、金庫が進める「第8期中期経営計画」に

おいて、持続性を保つために、どう事業を継続していくのかが大事なポイントとなる。これは、金庫の関連会社として、金庫とともに成長し会社をいかに持続させるのかが重要なポイントであり、分会と課題を共有したうえで、労使で取り組んでいくことが大切だと受け止めている。

○ 賃金政策について、2023年度は仕上げの年であったが、退職金制度等の課題もある。ろうきんサービスとして、社員ができるだけ長く、少しでも働きやすい職場環境を構築するために努力していく考えにあることから、労働組合にも引き続き協力いただきたい。春季生活闘争は終結するが、課題については、年間を通じて労使協議を続けていく考えにある。

《寺園闘争委員長の発言概要》

- 九州ろうきんサービスが発足して以降、労働組合の要求に対し「満額回答」を示されたことは初めてのことである。サービスを取り巻く環境が厳しさを増していく中、社員・再雇用嘱託社員一人ひとりが奮闘し、次年度以降も前を向きに奮起するための経営からのメッセージであると重く受け止めている。
- 九州ろうきんサービスにおいては、この間、すべての社員のエンゲージメントの向上に向け、嘱託社員の社員化や「賃金政策」を進めている。これらは、「人への投資」を通じた「人財の確保」であり、「人は無限の可能性を持っている」という信念に基づく判断であったと捉えている。サービスから示された早期の満額回答は、現在の再雇用嘱託社員のみならず、すべての社員に対し、2024年度以降も前を向き日々の業務に励んでいくための、経営としての大きな判断であったと受け止めている。闘争委員会として、九州ろうきんサービスから受け取った重い決断であるこの回答を、組合員にしっかりと伝えていく考えにある。
- 今後も、厳しい経営環境が想定されるが、九州ろうきんサービスのさらなる発展 に向けて、労使が一体となり、すべての社員が働き甲斐や誇りを持ち続ける職場環 境の整備に向けて議論していくこと、及び、退職金制度の統一に向けて引き続き議 論していくことをお願いする。

単組は、すべての要求で満額回答が示されたことから基本合意を表明しました。

*合意単組(2単組/3月19日16時現在) 沖縄、九州、九州(関連)

以上